

大阪市感染対策支援ネットワーク運営要領

(目 的)

第1条 大阪市域に所在する医療機関等の施設において、感染対策に関する必要な助言や支援等を受けることのできる体制を整備し、地域における感染対策の向上に寄与するため、大阪市感染対策支援ネットワークを構築する。

また同ネットワークを運営する主体として大阪市感染対策支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 感染対策の情報共有に関すること
- (2) 医療機関等の施設からの感染の予防及び発生時の助言・支援等に関すること
- (3) 感染対策研修会に関すること
- (4) その他感染対策に関すること

(組 織)

第3条 会議は、以下の者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 市内の「感染防止対策加算1」及び「感染防止対策加算2」届出病院の感染対策有識者
- (2) 市内の感染防止対策加算未届病院の感染対策の実務担当者
- (3) その他、会議で必要と認められた者
- (4) 関係行政機関担当者

(任 期)

第4条 会員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会員の異動等により欠員が生じた場合における後任会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹 事)

第5条 別表で掲げる大阪市二次医療圏における北部、西部、東部、南部の各基本保健医療圏の幹事病院（以下「幹事病院」という。）所属の会員を幹事と定める。

(会長・副会長)

第6条 会長は、第7条第2項で定める全体会において、前条で定める幹事の中から選任し、会議を総理する。

- 2 会長は必要に応じて副会長を任命することができる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長の不在時は、その業務を代行する。
- 4 会長・副会長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長の任期の途中で任命された副会長の任期は、会長の残任期間に同じとする。

(会 議)

第7条 第1条の目的のため、会議は次の会を開催する。

- 2 前項の会は、全ての会員で構成する全体会、全ての幹事で構成する幹事会、及び北部、西部、東部、南部の各基本保健医療圏に設置するブロック会とする。
- 3 全体会は会長が招集し、年1回開催する。
- 4 幹事会は会長が招集し、年1回以上開催する。
- 5 ブロック会は、幹事が招集し、年1回以上開催する。
- 6 第2項の会を招集する会長、または幹事が必要と認めたときは、会員以外の者の参加を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 会議の業務を円滑に行うため、事務局を大阪市保健所に設置する。

(庶務)

第9条 全体会及び幹事会の開催にかかる庶務は、事務局が行う。

2 ブロック会の開催にかかる庶務は、幹事病院が行い、必要に応じて事務局が補佐する。

(医療機関等の施設からの感染対策に係る助言、支援要請等)

第10条 医療機関等の施設は、感染発生時もしくは感染発生が疑われる等感染対策の必要が生じた場合、会議に原因分析及び改善策の助言、支援を要請することができる。

2 前項の要請は、事務局が受理し幹事に処理を委ねる。

3 幹事は、要請内容を検討し助言を与え支援を行う。また必要に応じて会長に要請内容を諮問あるいは報告するものとする。

4 会長は、諮問、報告を受けた要請内容について、必要と判断した時は幹事にブロック会の開催を助言する。

5 会長から助言を受けた幹事は必要に応じてブロック会を開催し、内容を検討のうえ、要請があった医療機関等の施設を適切に支援する。

6 要請があった医療機関等の施設に対して、助言、支援を行った幹事は、その活動内容を事務局に報告し、会議において情報を共有する。

(守秘義務)

第11条 会員は、会議の活動において知り得た個人情報や秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、会員でなくなった後も同様とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、会議の運営に関する必要な事項は、会長が全体会に諮ってこれを定める。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

改正 令和3年7月27日

(別表) 第5条関係

大阪市二次医療圏内 基本保健医療圏 (ブロック)	該 当 区
北部ブロック	北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区
西部ブロック	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
東部ブロック	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
南部ブロック	阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区